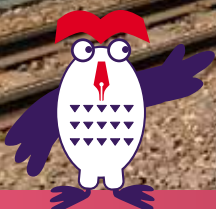




# 愛知

- 令和6年度 新たな始動
- 尾張旭市と「災害時における被災者相談業務に関する協定」を締結
- 生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会



# 令和6年度 新たな始動



愛知県行政書士会 会長 竹田 勲

令和6年5月30日に令和6年度定時総会が開催されました。多くの会員の皆様のご支援とご協力のおかげさまをもちまして、事業計画案や予算案を含め一連の議案の承認をいただき、令和6年度事業が始動できる運びとなりましたことを感謝申し上げます。

今年度も引き続き、私たち執行部は、「会員が行政書士の業務遂行に自信と誇りをもてる環境を本会と支部がしっかりと協議し、連携して整えることで、すべての会員が活躍できる、会員の努力が実を結ぶ会を目指す」ことを基本方針として、会員が活躍するための環境の整備に向けて様々な会務に取り組んでまいります。

昨年度から、日行連の専門業務部や委員会のうち12部門に、それぞれ本会の会員が参画し、行政書士制度の発展に向けて力を発揮しており、その参画している会員が例えば国土交通省などの省庁との協議等に直接参加することで、愛知県での実務の内容や業務の状況を制度に反映できる環境を作りました。その結果、行政書士を取り巻く全国の動向が本会において情報の収集と集約ができ、会員の皆様にそれらの情報を共有できる体制の構築をしましたので、今年度もどんどん情報を発信してまいります。

また、広報活動を見直し、地下鉄東山線の新栄町駅到着時の上下線ともで「そうだ！行政書士に相談しよう。愛知県行政書士会」の車内アナウンス広告の放送を開始しました。日行連が推進する「そうだ！行政書士に相談しよう」を効果的に使用し、行政書士そのもののアピールを推進しました。今年度も引き続き先を見据えた広報活動を推進してまいります。





会員が活躍できる環境を整えるため、今年度も行政窓口において非行政書士排除に向けて監察活動を実施します。違法な業者等が詭弁で使う“使者”などの違法な代理申請手続き等の阻止を図り、また、他士業者や事業者のホームページ等を監察調査し、記載内容が行政書士法違反の疑いがあるホームページの管理者に対して警告文を送付し、行政書士の職域の是正を進めてまいります。

令和6年度は、デジタル社会形成基本法や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）により、デジタル社会の形成が一層加速するといわれており、日行連でも「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」を強力に進めているところです。

本会といたしましても、今年度は「デジタル社会に機能する行政書士業務への対応」を事業計画の緊要な重点推進項目とし、会員が円滑に実務を遂行できるように、愛知県や名古屋市等の自治体に対し、行政手続のデジタル化に対して、積極的に様々な要請や提言を実施してまいります。

しかしながら重要なのは、行政への要請や提言だけに終わらず、行政手続のデジタル化のなかで、私たち行政書士がまずは、「国民とデジタル」の懸け橋となり、デジタル社会で中心的役割を担えるように、本会が愛知県や各自治体と連携し協力して、行政手続のデジタル化の機能や基盤の構築ができる環境を整えることです。

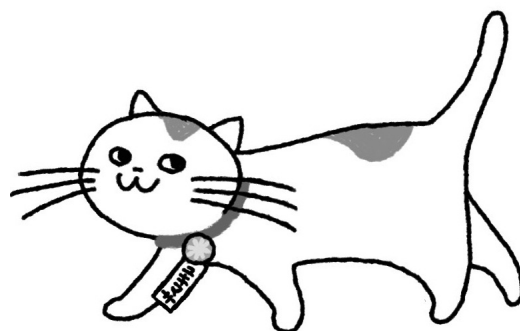
そして会員1人ひとりがその機能をしっかりと理解し、それを十分に活用することにより、デジタル社会においても「国民と行政との架け橋」になることができるのではないのでしょうか。

我が国は、少子高齢化や地域の人口減少が進行し、さらには、大規模災害発生時の対応等の備えも課題となっており、なお一層にデジタル化を最大限に活用して課題の解決を図っていかねばなりません。

一方、社会のデジタル化が進む中で、行政のデジタルサービスを受けられない方たちの不安を解消し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）に示される、「誰ひとり取り残されないための取組み」を推進していくことにおいて、行政書士法の制定から70年余りに亘り行政手続に関与し、国民や事業者の申請権行使を支え、国民の権利利益の実現に寄与してきた実務の経験と知見を持つ行政書士は、まさにデジタル化する社会にあっても中核に位置づけられ、行政からの期待も益々大きくなっており、今こそ会員1人ひとりのご活躍が期待されるところです。

今年度も本会として先を見据えた事業執行において、デジタル社会の形成が進展しても会員の皆様が活躍できる環境の整備を推進してまいります。

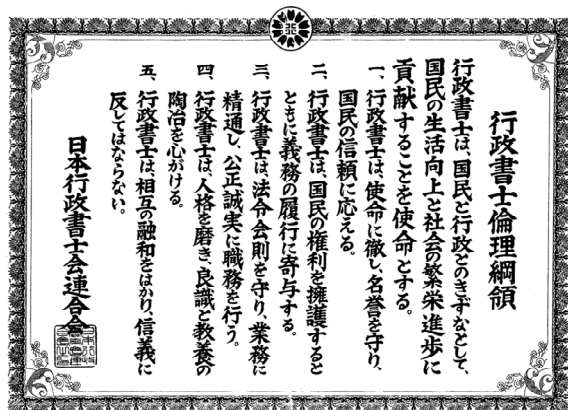
引き続き本会会務へのご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



# Contents

コンテンツ

令和6年度 新たな始動	愛知県行政書士会 会長 竹田 勲	1
尾張旭市と「災害時における被災者相談業務に関する協定」を締結		4
生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会		6
メディアも扱う(?) 行政法 第3回 執行停止か不停止か	名城大学法学部教授 北見 宏介	7
お知らせコーナー ライブラリ研修動画一覧		9
初心者向け業務相談のお知らせ		11
初心者向け業務相談申込書		12
会員訪問記 (昭和支部 森田 哲也会員)	会報委員 上田 恵美	13
支部だより		14
事務局だより		27
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		28
コスモスあいちコーナー		37
あとがき		38





## 尾張旭市と「災害時における被災者相談業務に関する協定」を締結

広報部 野崎 晃

3月28日、当会と尾張旭市との間で「災害時における被災者相談業務に関する協定」の締結式が尾張旭市役所にて執り行われました。当日は、愛知県司法書士会、愛知県社会保険労務士会がともに締結式に参加し、三士業がそれぞれの分野において災害時の市民支援に協力し活動を行うこととなります。

(出席者)

尾張旭市 柴田 浩 市長	当会 子安 幸代 副会長（会長代理）
三浦 明 総務部長	本多 証一 常務理事
大津 公男 市民生活部長	



この協定は、災害時に自治体からの要請に基づき、各会が相談員を派遣し、被災者支援の相談業務を実施する内容となっております。

災害時における被災者からの相談内容は、日常生活に関することから専門分野に関することまで多岐にわたるため、専門的な知識を有し、相談業務が豊富な相談員に相談できることで、市民の不安解消と生活再建を図ることを目的としています。



尾張旭市HP

### ■ 明日に備える

柴田市長と子安副会長、各会の会長からの挨拶では「南海トラフ地震」という言葉が発せられました。明日起こるかもしれないその震災による死者は、国の被害想定で32万人を超えます。避難者は最大950万人、断水被害は3400万人、鉄道は1万か所以上で破損するなど、ライフラインは壊滅的な被害を受けます。

2011年の東日本大震災は、数々の映像とともに未だ記憶に新しく残っています。また、今年元旦に発生した能登半島沖地震では、地方における災害復興の課題について、あらためて我々に投げかける出来事となりました。東日本大震災の10倍の死者、能登半島沖地震の100倍の死者が避けられない危機が、そこに迫っていることを忘れてはなりません。

### ■ 我々ができること

行政書士は「街の法律家」として国民と行政をつなぎ、行政の円滑な運営に資するよう、高い専門性を持ち活動を行っています。県下17支部を擁し、支部には地元自治体との信頼関係が構築されています。

有事に際して、行政とともに市民に寄り添う活動は「行政書士の社会的使命」と理解されています。が、それ以前に「できることをやる」という人間が本能的に持っている使命感こそが、結果として我々が専門家として存在する意義になると思います。現在も能登半島では多くの方々がそれぞれの専門性を活用しボランティア活動を行っています。

一方で我々自身が、被災者となることも想定しなければなりません。前述した国の被害想定の後には「対策を進めれば被害を大幅に減らせる可能性がある」と添えられています。日々の備えにより被害は大幅に軽減することができます。

会員の皆さんの多くは、阪神大震災や東日本大震災など多くの災害を、直接的に間接的に経験しています。また、地震だけではなく風水害などにより、昨年は東三河方面で多くの会員が被災したことも忘れてはなりません。「線状降水帯」や「ゲリラ豪雨」というワードが、気候変動により日常的に使用されるようになっていきます。

自然の猛威に対して、我々はあまりにも無力です。ただ備えることは出来ます。災害対策用品もまた急速に進歩しています。個々の会員が備えを行って下さるようお願い申し上げます。

本会も令和6年度の重点推進項目として「災害や緊急時への対策」を掲げていますが、これは同じく重点推進項目にある「本会の支部の連携と支援」があってこそその対策です。大規模災害時には、支部と本会が共に機能する備えを構築していきましょう。

### ■ 最後に

筆者の経験を少しだけ書いておこうと思います。東日本大震災の発災の数日後、訳あって三陸の海中にいました。海中には家があって、車があって、車には運転者とチャイルドシートに乗った子供がいました。海上ではすべてを流されてしまい「自分の名前が証明できない」方が多くいました。自らも被災者であろう行政の方々は必死に対応しており、地元の専門家の先生方がそれを支援されていました。まだ自分がバッチを付ける、ずいぶん前の話です。

「日常」というものが、どれほどに脆いか、身をもって感じました。





## 生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会

土地利用部 山本 真基

日時 令和6年3月14日(木)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会 3階会議室

講師 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課

技師 五味 千絵子様

土地利用部 伊福 泰則副会長

内容 第一部「生産緑地制度について」

第二部「不動産調査業務の基礎について」

参加者 89名



司会者、河本清孝次長より、表題の研修の概要説明があり、勝田部長の開会挨拶後、研修に入った。

1. 「生産緑地制度について」 講師、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課 技師 五味千絵子様

講師より、生産緑地制度に関する基本的な内容のご説明をいただいた。改めて生産緑地制度に関する知識を深めることができる研修内容となった。

2. 「不動産調査業務の基礎について」講師、土地利用部 伊福泰則副会長

第二部では不動産調査業務に関する知識について、不動産登記に関する事項の説明をはじめ、具体的かつ実践的な内容にて解説をしていただき、非常にわかりやすく整理をしていただいた。

### ちょっとひと息 「地震について」

**Q** 地震の命名基準を教えてください。

**A** 気象庁では、顕著な大地震や豪雨などが発生した場合、名称を統一することにより応急対策活動等に資するとともに、将来に記録しておくべく資料として記憶に残すよう、災害を引き起こした地震等の「現象」について名称を定めています。

地震については、以下のような複数のおよその目安をもって、わかり易いように、「元号（西暦年）」と「震央地名」を用いるなどにより名称を定めています。

なお、気象庁では発生した「地震」に対して名称を定めていますが、地震により発生した「災害」に対しては政府が別の名称を付けることがあります。例えば、気象庁が名称を定めた「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」による災害は、政府として「阪神・淡路大震災」、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」による災害は、政府として「東日本大震災」と呼称するなど、それぞれ地震を指す場合と災害を指す場合とで使い分けられています。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

# メディアも扱う（？）行政法

## 第3回 執行停止か不停止か

名城大学法学部教授 北見 宏介

この原稿執筆という重大任務のために、だらだらとネット記事を見ていると、名古屋の市街地にサル出現とのニュースがあった。その行動圏・行動様式は自身とかなり重なる。北海道猟友会のクマ駆除への参加辞退の報道を重ねて、何か行政法のネタとすることを考えたが、どうにも見出せない。そこで、これらより少し前の、東京高裁の事件を取り上げよう。事件の舞台は東京の練馬区。子どもころ、ワニの目撃情報が都市伝説的に語られ、後に死骸が発見された公園近くでの再開発が問題となっている。

土地明け渡し請求、停止を取り消し 石神井公園駅前再開発

2024年5月14日 東京新聞

東京都練馬区の西武池袋線石神井公園駅前の再開発事業を巡り、反対する地権者1人が再開発組合に対し、土地の明け渡し請求を止めるよう申し立てた行政訴訟で、東京高裁は、請求を約5カ月間停止するとした東京地裁の3月の決定を取り消し、申し立てを却下した。地権者側は決定を不服として最高裁に特別抗告した。地権者側が明らかにした。

高裁決定は9日付。増田稔裁判長は決定理由で、再開発で建設される高層ビルの区画を地権者が取得予定で、建設工事中も仮の住居を確保することは難しくないと指摘。「明け渡し請求の停止が必要なほど、重大な損害は認められない」と判断した。

再開発事業は、駅南口に隣接する土地約0.6ヘクタールに、住居や店舗が入る高さ約100メートルの高層ビルと約35メートルのビルを建てる計画。組合は2月、地権者らに3月15日までの土地明け渡しを求めた。東京地裁は同13日「土地明け渡しで生活環境や地域社会との密接なつながりを失う損害は、回復が容易とは言えない」

として、請求の5カ月停止を決定。組合側が即時抗告した。

事業に反対する地権者らが再開発組合の認可取り消しを都に求めた訴訟では、今月16日に判決が言い渡される予定だったが、組合側が新たな主張をしたため、延期になった。

### ◆高層ビルと都市再開発事業

事件で問題となっているのは、都市再開発法に基づき施行される第1種市街地再開発事業である。この事業は（、雑な説明ではあるが）、高層ビル等を建設し、建設地の地権者は、権利変換処分を通じて新しいビル内の区分所有権を受け取る形で行われる。

「〇〇ヒルズ」といった高層ビルは、たいていこの事業により建設されている。記事から詳細まではわからないが、地権者は、事業主体となる再開発組合の設立に係る東京都知事による認可処分について、当初は差止めを求めて提訴し、その後実際に認可処分が行われたため認可処分の取消に請求を変更していたようである。

### ◆争っている間の行政処分の取扱い

行政処分が取消訴訟で争われている場合、訴訟が続いている間に行政処分はどのように扱われるか。法制度上は、訴えの提起だけでは影響は生じない（行訴法25条①）。「執行不停止原則」とよばれるものであり、この事件でも原告の出訴にもかかわらず、再開発事業は進行する。

もっとも、後に行政処分が違法であったとして判決が下されても、訴訟が行われている間の事業等の進行により、「実効的な救済」がなされない場合もありうる。そこで行訴法では、当事者の申立てにより、訴訟が行われている間の「仮の救済」として、処分を一旦ストップさせることとしている。これが執行停止である。従来、この執行停止が認められるのは「手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避け



るため緊急の必要があるとき」とされていた。これが2004(平成16)年に、「回復の困難な損害」が「重大な損害」に緩和される形で改正された(行訴法25条②)。今回の事件では、東京地裁が取消請求に「理由がないとみえる」ものとはせず(行訴法25条④)、執行停止の決定を3月に下していたが、それを東京高裁が取り消した。なお、「土地明け渡し」を止めることが争われているとの記事であるのは、処分の効力停止は、処分の執行・手続の続行によって目的を達成できない場合にだけ行われる制度となっている(行訴法25条⑥)ことによるものだろう。処分の執行の一過程である土地明け渡しの部分のみを切り出して、その停止の審理・判断がなされたものと推察される。

#### ◆審査請求での執行停止

特定行政書士が担当することができる審査請求においても、基本的には上記の解説が当てはまる(ただし、申請拒否処分の執行停止は認められないとするのが通説である)。訴訟の場面も含めて、行政書士試験でも出題される知識であり、漫画『カバチャレ!』でも、このあたりが扱われた回があった記憶がある。ただし、裁判所の訴訟と異なり、行政庁が審査する審査請求では違いも存在する。

最大の違いは、訴訟における執行停止決定が当事者の申立てによることとされている(行訴法25条②)のに対して、審査請求の場合は、申立人の申立てによらずに、審査庁による職権で行うことがあり得るしくみになっている(行審法25条②)点である。これは、審査請求が、原則として、行政組織のトップに対して行われるものとされている(行審法4条)ことによる。

訴えの提起もないのに裁判所が行政機関に対して監督を行うことはない。これに対して行政内部では、上級行政機関が下級行政機関に対して一般的に監督を行うことが想定されている。上級行政機関が下級行政機関に対して、「この行政処分進めるの、ちょっと待っとけ」ということは、審査請求の有無にかかわらず行政組織の通常の運営としてあり得る。このため、審査請求の場面でも、審査庁が職権で執行停止を行うことが可能とされている。他方、こうした上下関係にはなく、一般的な監督権限が存在しない行政機関が審査庁となる場合には、裁判所と同じく、

執行停止を行うには申立てが必要である(行審法25条③)。議論はみられるが、行政権限を法律が配分していることの重視と、行政組織内のヒエラルヒーに基づく執行停止に係る規定ぶりとなっている。もっとも、推測ではあるが、審査庁には、職権での執行停止決定という発想自体が希薄とも思われる。

#### ◆制度の評価

事件での東京高裁の裁判長裁判官は、「実効的救済」を論拠の1つとして土地区画整理事業の処分性に関する判例変更を行った大法廷事件(最大判H20,9,10)で調査官を務めていた人物である。この「実効的救済」を考える場合、執行不停止原則というしくみはどのように評価されるだろうか。審査請求における執行停止決定とその後の裁決により、すでに分譲を終えていた建設中のマンションの工事が完成直前でストップした、「小石川マンション事件」では、当該建物が8年ほど塩漬けにされ、昨年、取り壊しの上で建て替えられるとの発表があった。

「裁決は社会的損失を生じさせる」等の、実効的救済を後景に退かせる声もみられたが、少なくともマンションが完成間際にまで至ったのは、執行不停止原則の存在が大きい。諸外国の中には執行「停止」を原則とする国もあることも知った上で、制度自体の検討を行うことが必要と考えている。

なお、今回の内容は行政書士の通常的な業務とはあまり関係がないと思われたかもしれない。確かにそうかもしれないが、事件で問題となった第1種市街地再開発事業のしくみは部分的には分譲マンションの建替え制度にも導入されている。目下、諸々の使いにくさからか利用例は多くないが、分譲マンションという「私」の存在に行政が関与する方向に法制は動いている。膨大な数のマンションが、将来ほぼ間違いなく取壊しや建替えを迎えることを考えると、今回取り上げた事案も全くの無関係というわけではない。行政書士とマンション管理士との連携なども視野に入れつつ意識を向けておく意味があるかもしれない(国土交通省「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」には、日本行政書士会連合会の関係者もオブザーバー参加していた)。



## Information for Members — お知らせ —

### 研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブ러리研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブ러리】 - 【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和6年5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
4		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
5		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
6		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
7		638	R 5. 8.30	建設環境部業務研修会	○	×
8		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
9		652	R 6. 1.17	テーマ別建設業実務研修会（第2回）	○	○
10		653	R 6. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
11	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
12		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
13		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
14		615	R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
15		624	R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
16		634	R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
17		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
18		643	R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
19	647	R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○	
20	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
21		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
22		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
23		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
24		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
25		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
26		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
27		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
28		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
29		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
30		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
31		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	○
32	625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○	
33	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について 【※令和7年10月25日まで掲載】	○	○
34		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
35		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
36		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○



	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
37	土地利用部	626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○	
38		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○	
39		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○	
40		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○	
41		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○	
42		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○	
43		658	R 6. 3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○	
44		法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
45	445		H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○	
46	511		H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×	
47	540		H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○	
48	541		H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	○	
49	564		R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×	
50	584		R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○	
51	585		R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○	
52	590		R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○	
53	605		R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○	
54	617		R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○	
55	637		R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○	
56	私法部		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
57			488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
58			504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
59		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
60		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
61		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会 【※令和6年9月30日まで掲載】	○	○	
62		591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○	
63		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○	
64		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×	
65		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○	
66		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○	
67		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○	
68		632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
69		633	R 5. 3.31	私法部研修会	○	○	
70		636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○	
71		648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○	
72		654	R 6. 2.28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
73		656	R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○	
74	659	R 6. 3.18	私法部初心者向け研修会	○	○		
75	旧) 企画情報部 ※	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○	
76		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○	
77		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○	
78		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○	
79		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○	

※企画情報部につきましては令和3年4月1日施行の規則改正により統廃合されました。

## ●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は原則として愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承ください。

### 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
- 内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

### 運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

### 国際部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

### 土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

### 法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

### 私法部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続き、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について



愛知県行政書士会 御中

年 月 日

## 初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。(該当する部に○印)

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国際部 国際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私法部 私法関係業務相談

支 部		会 員 番 号	
氏 名		電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647



## 昭和支部：森田 哲也会員

会報委員 上田 恵美



今回の会員訪問記では、名古屋市昭和区に事務所を構え、支部の副支部長を務めている森田哲也会員を訪問させていただき、インタビューをしてみました。

—最初に、行政書士を目指したきっかけと開業の経緯を教えてくださいませんか？

大学を卒業し、一般企業に就職しましたが、法学部を卒業していたこともあり、その経験を活かしたいと社会人4年目に法律事務所に転職しました。法律事務所在籍中に資格を取得し、平成24年に登録しました。その後、独立開業し、6年目になります。—主力業務について教えてください。

—一番割合が多いのは相続と遺言です。その次は前の事務所が不動産関係の取扱いをしていたため、開発や農地転用です。

—やりがいや達成感を感じるのはどのような時でしょうか。

相続や遺言はもめる事が多いのですが、スムーズにまとまると良かったなあと感じます。行政書士で対処出来ない場合は、法律事務所勤務経験を活かし、弁護士や税理士、司法書士を紹介し、ワンストップサービスを提供し、チームで解決した時は達成感を感じます。

—これまでの業務の中で一番記憶に残っているエピソードを教えてください。

困ったエピソードは韓国の相続案件です。被相続人は韓国人男性で、相続人は日本人の妻と複数の兄弟。被相続人は帰化していたため、妻は日本の民法で相続が可能であり、遺言が無かったため、1/4が兄弟にいくはずだった。ところが、揉めに揉めて最終的に調停までいってしまった。理由は韓国の相続では兄弟の相続分が日本より多いため、納得してくれなかった。遺言が万能とは思わないが、遺言を残すことの大切さを感じました。

いいエピソードとしては入管案件がありました。技人国で在留していた中国人の旦那様が急逝し、家族滞在で在留していた中国人の奥様が相談に来ました。在留期限を見ると残り1カ月ちょっと。入管に相談したり、亡くなった旦那様の勤務先に相談したり、ヒヤヒヤしましたが、結果的には旦那様の勤務先が奥様を雇用し、技人国（翻訳）の在留資格を得る事ができ、いい形に収まりました。

—素敵なエピソードですね。森田先生の、今後の展望、目指す姿を教えてください。

“僕だから”と紹介を頂け続ける信頼のおける人になりたい。そして特定行政書士の資格もあり、相談を受ける事もあるので、この方面の実務をやっていきたいですね。

—ご多忙な毎日の中、趣味や休日の過ごし方について教えてください。

車が好きなので、昔はよく行き先を決めずにドライブに出かけていました。今は、読書をしたり映画を見たりすることが多いです。そして仕事が好きですね。

森田会員は、日々、大変お忙しくされているにも関わらず、企業法務の研修の講師を自ら務めたり、懇親会の企画など支部会員のために尽力してくださっています。

今回は貴重なお時間を頂きましたことに深く感謝するとともに、今後の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

# 支部だより

西尾  
支部

## 令和6年度 定時総会

会報委員 鈴木 謙一

日 時 令和6年5月9日(木)  
午後4時～5時  
場 所 総会：西尾商工会議所 2階小ホール  
懇親会：『大鯰』  
会員総数 59名  
出席者数 47名（当日出席者20名 委任状27人）



令和6年5月9日(木)に令和6年度西尾支部定時総会が西尾商工会議所で行われました。加藤隆広副支部長の司会のもと、深谷裕寿支部長の挨拶、私鈴木が議長として議事を進行致しました。令和5年度の事業報告及び会計決算報告並びに令和6年度の事業計画案、予算案すべて承認され、無事にすべての議事が終了致しました。

総会終了後には、本会監察委員、会報委員の活動報告と新入会員2名の方の紹介がありました。

その後場所を移動し、懇親会が開催されました。会員同士、日頃の業務の話、趣味の話など、和やかな雰囲気の中行われ、新入会員2名の方も先輩会員の方々と名刺交換され、色々とお話をされていました。

新年度も会員間で親交を深め、西尾支部の発展に繋げる事ができればと思います。

中央  
支部

## 令和6年度 名東 の日・区民まつり

会報委員 猪子 和美

日 時 令和6年5月11日(土)  
午前10時～午後3時  
場 所 名古屋市名東区 牧野ヶ池緑地公園内



名東区では、「名東の日・区民まつり」が開催されました。名東区制50周年記念とのことで大変賑やかで、晴天にも恵まれ絶好のお祭り日和になりました。

今回中央支部の行事にスペシャルゲストのユキマサ君も参加してくれました。登場するや否や子供達に囲まれ写真撮影会に。子供だけでなく大人にも大人気ぶりを発揮してくれました。

今回の無料相談会では3名の相談者がブースに寄ってくださり、相談員も賑やかなお祭りの中でも皆真剣に相談者に向き合っていました。相談内容は全て相続に関するもので、行政書士の仕事内容がいまいちわからないのでどういふときに頼ればいいのかとの問い合わせもあり、行政書士の事を知っていただく良い機会になったかと思われまふ。会場ではスタンプリヤも行われていてブースにはひっきりなしに人が集まってきた、用意したパンフレット550部、お菓子1100個も早々に配り終えました。

後日、お祭りで配ったパンフレットを見て名東区役所で開催しています無料相談会に足を運んでくださいました相談者もいて、行政書士がもっと身近に感じていただけるきっかけになったのではないかと思われまふ。



知多  
支部

## 支部研修旅行 いち ご狩り (山笑う里)

知多支部 山木 千鶴

日時 令和6年3月23日(土)

午前10時～12時

場所 山笑う里 (知多郡美浜町)

参加者 98名



知多支部では昨年度に引き続きいちご狩り体験を行いました。この企画は大好評で会員やご家族の皆様から「今年もいちご狩りありますか?」と楽しみにされている声をたくさんいただきました。

当日はあいにくの雨模様でしたが、広いハウスの中は真っ赤ないちごがずらっと並び、甘～い香りが満たされてほっこりする空間でした。

今回ご用意していただいたハウスでは「よつぼし」、「おいCベリー」、「すず」、「恋みのり」の4種類のいちごが栽培されており、食べ比べてみると甘みの強いもの、さっぱりとした味わいのもの、少し酸味のあるものなどそれぞれに特徴があり、皆さん自分好みのいちごを堪能されていました。

今年は希望された方はクレープを注文することもでき、いちごを好きなだけトッピングし、練乳やチョコレートをかけて楽しむこともできました。ニコニコと口いっぱいいちごをほおばる子供たちの笑顔にも癒されました。

そして、今年も運営会社様のご厚意で山笑う里の道向かいにある「えびせんべいの里」のえびせんべいをお土産でいただき楽しい思い出となりました。

普段はなかなか会員やそのご家族と交流する機会も限られているので、支部の地区内でゆっくり交流でき楽しめるこのイベントは楽しみの一つです。

今回もたくさんの皆様にご参加いただき感謝いたします。これからもこのような楽しい企画をとりいれて会員同士親睦を深めていけたらと思います。企画・手配・当日の準備などご尽力いただきありがとうございました。

海部  
支部

## 令和6年度 臨時無料相談会

会報委員 須田 充

日時 令和6年3月27日(水)

午後2時30分～3時

場所 愛西市八開総合福祉センター第2会議室

内容 『遺言書の作成について』

相談員 近藤 正文会員・須田 充会員

参加者 1組



今回の相談会は相談者様から海部支部にご要望があり臨時に開催されたものです。ご相談の内容は「遺言書作成」に関するもので、基本的な手続きや注意点について相談者様からの質問にお答えしながら丁寧に説明させていただきました。

相談者様が事前にインターネットやテレビで調べたものを自分なりにまとめてからご参加されており、非常に有意義な対応ができたと感じました。ただ、インターネットやテレビの情報とはときに便利で有用ですが、偏りがあったり、情報が古かったりと正確でない場合も多く見受けられます。そのため、今回の相談会でも、事前に調べた情報が正確かどうかを確認することの重要性を強調いたしました。具体的には、相談者から事前に調べた内容を詳しくヒアリングし、それに基づいて正しい手続きや最新の情報を提供することを重視いたしました。

遺言書作成に関しては、ご自分で行いたい事実と法律面での手続きが複雑であることで、実態に乖離が生じてしまうケースがあるため、あらためて遺言書の基本的な構成や手続きの流れなどを説明するとともに、相談者様の具体的な状況に応じたアドバイスを行ったことで相談者様の不安が解消され大変満足された様子でした。

このような相談会を通じて、遺言書作成の重要性と正確な情報の必要性を理解していただけたことは本当に嬉しく、今後も地域の皆様様の安心・安全な暮らしをサポートするために尽力してまいります。

名南  
支部

## 「公証人を招いて」 の研修会

名南支部 山崎 義満

日時 令和6年4月11日(木)  
午後5時30分～6時30分  
場所 日本特殊陶業市民会館  
「3F第一会議室」  
講師 公証人 佐藤 真弘様  
テーマ 『離婚協議書』  
～公正証書の作成上の留意点～  
参加者 支部会員30名



今回の研修会は、浅川会員の尽力で、葵公証役場の公証人佐藤先生を研修会講師に招き、名南支部会員にはアクセスのよい金山の日本特殊陶業市民会館で開催しました。3月には名南支部のホームページにも開催案内を掲載し、支部会員に告知連絡し研修

会を迎えることが出来ました。

山本支部長の開催挨拶に続き、司会者から佐藤先生は、裁判官任官後各地の裁判所に勤務され、名古屋地裁の上席裁判官を退官後、葵公証役場の公証人に任命されたとの紹介をうけました。

今回の研修会テーマ「離婚協議書」の公正証書は、依頼者が公証役場で、離婚協議書を作成する一連の流れをおさえた内容でした。まずは、一般的に定める条項についての説明からはじまり、その中には、最近話題になっていた親権の話を中心に講義をしていただきました。離婚を成立させるためには離婚届出が必要だけでも、公正証書を作成する意義として、合意の内容が明確になる。金銭債務の支払条項は、強制執行が可能となることをお聞きしました。また、その際に、公証人として、合法的で、合理的な書き方に注意を払うことなどを講義されました。

公証役場では、概ね初回で、依頼者の当事者間の離婚合意の意思と内容について話を聞いて、メールのやりとりを活用して素案を作成してから2度目の面会で、必要な資料等を確認し、3度目の面会の際には、公正証書が出来上がるようにしているとのこと。離婚協議の公正証書が、手際良く作成されることをお聞きでき、公証人は凄いと感じました。

研修会後は懇親会も行われ、佐藤公証人も参加していただきさらに、公証役場での仕事について、いろいろ質問させてもらうことができ、楽しく有意義なひと時を過ごすことが出来ました。

### ちょっとひと息 「地震について」

**Q** 地震の時、何に気をつけたらよいですか？

**A** 地震時には、あわてずに、まず身の安全を確保することです。具体的には、頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れるなどにより身の安全を確保しましょう。火の始末は揺れが収まってからあわてずに行いましょう。

揺れが収まった後は、火の始末をし、地震に関する情報をテレビ・ラジオ等で確かめ、隣近所に声を掛け合って、避難します。避難は徒歩で、荷物は最小限にしましょう。

また、海岸付近で強い揺れを感じた場合は、すぐに津波が来襲することがありますので、津波警報や津波注意報の発表を待たずに速やかに高台などに避難することが重要です。

地震から身を守るためには、事前の備えがとても重要です。平時から家具の耐震固定や建物の耐震補強、非常用持ち出し品の用意、避難場所の確認などをおきましょう。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より



海部  
支部

## 令和6年度 定時総会

会報委員 須田 充

日 時 令和6年4月13日(土)

午後5時～7時

場 所 『丸河』

出席者 37名



令和6年度の海部支部定時総会は昨年に引き続き蟹江町にある丸河にて開催されました。

総会は奥村元康副支部長の司会進行のもと、物故会員と能登半島地震被害者の方々への黙祷、近藤信宏支部長挨拶、各来賓の方々の挨拶と続き、議長には太田文安会員が選任され議事が進行していきました。

〔議事〕

- 第1号議案 令和5年度事業報告の件
- 第2号議案 令和5年度会計決算承認の件
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和6年度会計予算(案)承認の件

以上の議案が上程され、質疑応答を経たのちに滞りなく全ての議案が原案通り承認されました。

総会の終了後は丸河2階の大宴会場にて懇親会が開かれました。コロナ禍ではお呼びすることができなかったため、今回はたくさんの御来賓のご列席があり、同時に多くのご祝辞を賜りました。また会員同士が新旧分け隔たり無く思い思いに交流を図っており、終始和やかな雰囲気の中、盛会のうちに何事もなく終了いたしました。

名古屋  
支部

## 4月及び5月常設 無料相談会

会報委員 宮本 隆

日 時 令和6年4月16日(火)

午後1時～4時

令和6年5月21日(火)

午後1時～4時

場 所 中村生涯学習センター

相談員 合計10名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和6年4月及び令和6年5月は、予定通り開催致しました。4月及び5月は各5件で平月並みとなりました。また、地下鉄の広告、広報紙及びインターネット等を見て来られたということで特定の媒体に偏りはありませんでしたが継続的な効果が見られます。

今回もご相談において贈与に関する内容がありました。また、贈与は、生前贈与と死因贈与がありますが多くの場合は、生前贈与による税金対策を考えたいと来られると思われまます。

特定の方に生前贈与したいという場合は、贈与契約書作成、非課税枠、遺留分侵害額請求権等をご説明することになります。

孫への教育資金であった場合は、贈与契約書作成及び暦年贈与等の非課税枠をご説明することになります。

贈与と言えば他にも、相続時精算課税、配偶者控除、住宅取得等資金及び結婚・子育て資金等も考えられますし、業際問題を引き起こさないように専門家との協働が必要である旨を丁寧にご説明することも大切だと思います。ご相談者様に一番近い存在である行政書士として引き続き信頼向上に繋がるよう丁寧に取り組んでいきたいと思ひます。



昭和  
支部

## 令和6年度定時総 会と懇親会

会報委員 上田 恵美

日時 令和6年4月27日(土)  
第一部 定時総会 午後3時～4時5分  
第二部 懇親会 午後5時～7時  
場所 今池ガスビル7階プラチナルーム  
出席者 34名(委任状提出者96名)、懇親会47名



上記の日程で令和6年度の昭和支部定時総会が開催されました。

愛知県行政書士会の竹田会長と昭和支部の千田久人前支部長を来賓にお迎えし、午後3時に上田恵美会員の司会進行のもと、定刻通り開始しました。その後、武讓二副支部長の開会の辞、志水正芳支部長

の挨拶に続き、来賓代表として竹田会長に挨拶を賜りました。出席会員の中から議長に早川信康会員、副議長に渡邊由美子会員が選任され、5議案の審議に入りました。

議題

第一号議案 令和5年度事業計画経過報告 承認の件  
第二号議案 令和5年度会計決算報告及び監査報告 承認の件  
第三号議案 支部規則 改正の件  
第四号議案 令和6年度 事業計画(案) 承認の件  
第五号議案 令和6年度 会計予算(案) 承認の件  
各議案について執行部による説明がなされた後、質疑応答を経て採決が行われました。いずれの議案も賛成多数により原案通り承認可決されました。

総会は午後4時5分に森田哲哲也副支部長の閉会の辞をもって終了となりました。そして、総会会場にて記念撮影を行いました。

総会終了後は、同ビル8階のガス灯にて懇親会が行われました。素敵な雰囲気の中でおいしい食事をいただきながら、新入会員の紹介も行われました。会員同士の近況報告や情報交換が活発に行われており、お酒も進み、コロナ禍が明けて、久々の制限のない懇親会は大いに盛り上がりました。

### ちょっとひと息 「地震について」

**Q** 地震の空白域とは何ですか？

**A** 地震の分布図を描くと、周辺には地震活動があるものの、その部分だけ地震が起こっていない(あるいは、比較的静穏な)ところが現れる場合があります。これを空白域と呼びます。空白域には大きく分けて2つの種類があります。

海溝型の大地震の震源域を地図上に描くと、それぞれは重なり合うことなく、海溝に沿って並ぶ性質がありますが、これらの震源域の間に隙間が見られることがあります。このような場所は、最近長い間大きな地震が発生していないものの、大地震が発生する可能性を秘めている場所と考えられ、これを第1種空白域と呼びます。

被害をもたらすような大地震はまれにしか発生しませんが、より小さな地震は、人体に感じないような微小な地震を含めて、日常的に多数発生しています。このような日常的に発生する地震の数がある地域で一時的に低下し、その後その地域で大地震が発生するという現象が見られる場合があります。このような日常的な地震発生数の低下現象を、地震活動の静穏化と呼び、その現象が現れた地域を第2種空白域と呼びます。

このように、地震が発生していない地域を全て、地震の空白域と呼んでいるわけではありません。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

知多  
支部

## 「行政書士業務としての 成年後見」研修会

会報委員 岡田 晋太郎

日時 令和6年5月1日(水)

午後2時～4時

場所 阿久比中央公民館201

講師 柴田 愛会員 (知多支部)

参加者 12名



知多支部では、知多支部会員で、コスモス成年後見サポートセンター（以下コスモス）副支部長でもあられる柴田愛先生に講師をお引き受けいただき、「行政書士業務としての成年後見」として、後見業務に関する研修会がコスモスの入会研修に先立って行われました。

これから後見業務を行いたい会員向けの内容で、主に任意後見に関するものとなっており、「見守り契約」から「死後事務委任契約」までの業務の流れを被後見人の状況に沿ってご説明いただき、また、後見業務に関して自治体との関わりや、コスモス入会后にどのように業務を受任し、行っていくのかの説明が資料を確認しながら行われました。

後見業務の基本的な内容の研修とのことでしたが、研修中は参加者から様々な質問が出て、中には質問者ご自身が実際に行っている後見業務に関する質問もあり、任意後見業務に関して具体的、詳細なお話をお聞きすることもできた内容で、各質問に対して講師からは率直なご意見をいただきました。

その他後見業務受任に際して、受任者の健康管理や人となり的重要であるとのお話もいただき、人の一生に直接かわる非常にやりがいのある業務であるとともに同時に責任感も伴う業務であることを感じた研修となりました。

東名  
支部

## 令和6年度 定時総会

会報委員 服部 麻帆

日時 令和6年5月11日(土)

午後4時～5時

場所 ホテルルブラ王山

総会員数 149名

出席者数 115名（うち委任状出席者74名）



5月11日、令和6年度第23期東名支部定時総会が開催されました。

島藤英信会員の司会進行のもと、物故会員への黙祷、日比野慎会員の開会宣言に始まり、友田隆士支部長の挨拶の後、本会からお越しいただいた竹田勲会長よりご祝辞を賜りました。

その後、議長に勝友香梨会員、副議長に酒井洋一会員が選任され議事が進行していきました。

報告事項 令和5年度 事業経過報告  
第1号議案 令和5年度 収支決算報告承認の件  
第2号議案 令和6年度 事業計画（案）  
第3号議案 令和6年度 収支予算（案）

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

服部弘美会員の閉会宣言で無事総会を終えることができました。

総会終了後、同会場にて懇親会が行われ、たくさんのご来賓の方々にご臨席・ご祝辞を賜りました。

着席スタイルの会食でしたが、ご来賓の皆さまと会員が思い思いに交流を図ることができ、有意義な交流の場であったように思いました。終始和やかな雰囲気の中、盛会のうちに無事終了いたしました。総会開催にご尽力いただいた会員の皆様、有り難うございました。



一宮  
支部

## 令和6年度定時総 会及び懇親会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年5月10日(金)

午後3時～7時30分

場所 尾張一宮駅前ビル7階シビックホール

出席者 143名(当日出席者54名 委任状89名)



令和6年度の一宮支部定時総会が、5月10日に尾張一宮駅前ビル7階シビックホールにて開催されました。

高松聡子会員の司会進行で定時総会は始まりました。

今井隆昌支部長の挨拶では、「令和6年度も研修・

広報・親睦の3部門を中心に支部運営に取り組んでいきます。また、昨年度の活動においていろいろ問題点も見えてきましたので、副支部長をはじめ支部役員と協力して1つ1つ解決していきたいと思えます。会員の皆様のご支援ご協力をよろしくお願いたします。」と話されました。

来賓の皆様より祝辞を頂きました。今年度は、愛知県行政書士会会長ならびに愛知県行政書士政治連盟会長竹田勲様、一宮市副市長福井齊様にご臨席賜りました。竹田会長からは「行政手続きや自治体のDXの推進が拡大しており私たち行政書士もデジタル社会に寄与する行政書士として進化することが必要になっています。」と話されました。

その後、司会者より川添広会員が議長に指名され、議題の報告及び審議に入りました。前年度の事業報告について執行部より説明があった後、審議事項に入り、決算報告、本年度の事業計画案、予算案が審議されました。今回、質問は事前に提出して執行部が説明を行う形式をとりました。その後、原案通り可決承認されました。また、今年度は役員補欠の選任がありこの議題についても可決承認となりました。

会員の皆様のご協力により無事に閉会を迎える事ができました。

また、定時総会終了後は懇親会が行われ、加藤錠司郎稲沢市長、竹田会長、日本政策金融公庫一宮支店様をはじめとして衆議院議員・愛知県議会議員・一宮市・稲沢市議会議員のご協力議員の方々に出席して頂き、お祝いの言葉を頂戴しました。

渡邊隆太会員の司会の元、乾杯の挨拶を和田彌一郎会員にして頂きました。5名の新入会員の紹介があり、ご挨拶をして頂きました。久しぶりに会われる会員の方もみえ、あちらこちらで笑顔もみられ会員相互の交流も深まったのではないかと思います。

最後に中締め挨拶を、増田ちづ子会員にして頂き盛会のうちに終了いたしました。

### ちょっとひと息 「地震について」

**Q** 前震、本震、余震とは何ですか？

**A** 一般的には、一連の地震活動において、最も規模の大きな地震に先立って発生する地震を「前震」、最も規模の大きな地震を「本震」、本震に引き続いて起こる地震を「余震」といいます。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より



尾張支部

## 令和6年度 定時総会

尾張支部 鈴木 里佳

日時 令和6年5月11日(土)  
午後3時30分～4時10分

場所 『ホテルプラザ勝川』

参加者 出席32名（有効委任状数50名）



5月11日の土曜日、ホテルプラザ勝川において令和6年度尾張支部定時総会が開催されました。神戸研人会員司会により、支部長挨拶から始まり、司会者の指名で、本総会の議長には丹羽友道会員が就任しました。

本総会においては事前質問が提出されておらず、それぞれ採決をとる形で議事が進行了。報告及び審議事項については以下のとおりです。

報告事項：令和5年度会員状況・活動報告

審議事項

第1号議案：令和5年度決算報告・監査報告承認の件

第2号議案：令和6年度活動方針案承認の件

第3号議案：令和6年度予算案承認の件

会員の皆様のご協力により議事は滞りなく進行し、すべての議案が原案どおり承認されました。総会終了後は懇親会も行われ、今年度は石黒直樹春日井市長、伊木利彦小牧市副市長、春日井公証役場の公証人多田衛先生にご臨席を賜りました。途中、昨年度の新入会員の方5名の挨拶をはさみ、2時間ほど歓談の時間を楽しむことができました。久しぶりに顔を合わせる支部会員の方もいらっしゃり、皆さまとても楽しそうにお話されていました。この5月で新型コロナウイルス感染症が5類へと移行して1年が経ちます。昨年度はコロナ以前のような支部活動を行うことができました。今年度も支部会員の皆さまに研修や懇親の場を提供し、また、会員相互の交流が増えることでより多くの会員が支部活動に携わってくれることを期待しています。昨今の世情を鑑みると、オンライン化やデジタル化といった時代の波は行政書士の業界も否応なしに飲み込まれていくものだと痛感しています。時代に適応しつつ、これまでどおり地域に根差した「街の法律家」であり続けたいと感じました。

### ちょっとひと息 「地震について」

**Q** 余震とは何ですか？

なぜ、一ヶ月以上もたって発生した地震が余震だと分かるのですか？

**A** 大きな地震が発生した後は、その震源近くで地震活動が活発になることがあります。大きな地震の発生後に引き続いて発生する、最初に発生した大きな地震よりも小さな地震を余震といい、最初に発生した大きな地震のことを本震といいます。ただし、場合によっては、最初の地震よりもさらに大きな地震が発生することもあり、その場合はそれが本震となり、それ以前に発生していた地震は前震と呼ばれることもあります。

余震は大きな地震の直後ほど発生数は多く、時間が経つにつれだんだんと減っていきませんが、一ヶ月以上、あるいは数十年以上にわたって続くものもあります。余震は、本震の時の断層運動によって生じた破壊が徐々に静まる過程で発生していると考えられています。発生した地震が余震であるか、そうでないかの区別は明確にはできませんが、概ね本震の断層に沿って地震が多数発生している場所を余震域と考え、その中で発生した地震を余震として扱うことが一般的です。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

尾北  
支部

## 令和6年度 定時総会

会報委員 山口 勝司

日時 令和6年5月11日(土)

午後3時30分～

場所 『臨江館』(愛知県犬山市)

参加者 33人 来賓3名



尾北支部では、犬山市の臨江館にて令和6年度定時総会が開催されました。

本年は、新型コロナウイルス感染症流行以来初となる来賓をお迎えしての総会となりました。

冒頭支部長のあいさつから始まり、愛知県議会議員である岩倉市選出の高桑様、江南市選出の村瀬様、犬山市選出の中村様よりご挨拶を戴いた後議事に移りました。

本年度は高田支部長が就任以来念願であった支部規約、慶弔見舞金給付内規の改正が審議され改正案通りに可決されました。

収支決算報告、事業報告などの議事も滞りなく進行していきました。

その他支部会員より、様々な活発な意見が交わされ、建設的な議論が繰り広げられました。

会の終了後は、所用のため総会に臨席できなかった丹羽郡選出の鈴木県議会議員も駆けつけてくださり、懇親会が催されました。

ざっくばらんな雰囲気の中で、普段聞くことが出来ない業務についての質問や、業務の裏話、情報交換などができ会員一同親睦を深め終了いたしました。

海部  
支部

## 令和6年度 親睦 研修旅行

会報委員 須田 充

日時 令和6年5月11日(土)

場所 『京都』(清水寺・表参道)

参加者 26名



海部支部では親睦研修旅行といたしまして、日帰りの京都旅行を開催いたしました。コロナの影響もあり数年ぶりの研修旅行ということで沢山の会員に参加していただきました。

バスガイドさんのお話では「コロナが明け外国人観光客が大挙して押し寄せてきているため京都全体が国際化している。」という面白いお話を聞くことが出来ました。実際に、京都清水寺を散策したときには着物を着て食べ歩きを楽しむ外国人観光客を多く目にするのができ日本にも国際化の波が戻ってきたと感じることが出来ました。

昼食はミシュランガイドで3つ星を獲得された京都の老舗料亭「菊乃井」様にて素晴らしいコース料理をいただきました。コースは八寸から始まり、季節の京野菜や縁起物の鯛料理、旬の若鮎や初鰹のたたきなど粋を尽くした日本料理に会員たちはみな舌鼓をしていました。

午後からは「井筒八ッ橋」様の本店にお邪魔させていただき、京都のお土産文化を学びながら会員が思い思いの品を手に取り、楽しかった思い出と共に帰路へと着きました。

久しぶりの研修旅行ということもあり、目的地の設定から事前の打ち合わせ、当日の段取りと関わっていただいた会員の皆様のご尽力の甲斐あって、参加会員から「ぜひまた参加したい」と多くの声がありました。普段出会えない会員同士も研修を通じて意見交流や親交が深まり、皆様にとって大変有意義で充実した親睦研修旅行になったことと思います。



中央  
支部

## 令和6年度 定時総会

会報委員 猪子 和美

日時 令和6年5月17日(金)  
午後6時～8時30分

場所 名古屋マリオットアソシアホテル 16階

出席者 267名（内委任状出席者189名）



令和6年度の中央支部定時総会は昨年に引き続き名古屋マリオットアソシアホテルにて開催されました。

水崎由佳子副支部長の司会進行のもと、八十川英剛支部長の挨拶があり、来賓の愛知県行政書士会子安幸代副会長より竹田勲会長の代読としてご祝辞を賜りました。

議長には蓬田悦子会員、副議長には山本貴昭会員が選任され議事が進行されました。

〔議事〕

第1号議案 令和5年度会務報告承認の件

第2号議案 令和5年度決算報告承認の件

第3号議案 令和6年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和6年度事業予算（案）承認の件

第5号議案 支部役員追加選任（案）承認の件

以上の議案が上程され、質疑応答の後、滞りなく全ての議案が原案通り承認されました。

総会終了後の懇親会は17階の「ルピナス」に会場を移しました。川村浩史副支部長が司会進行をつとめ八十川支部長の挨拶、子安副会長のご挨拶、そしてたくさんの来賓のご列席・ご祝辞を賜りました。仙石秀久会員の乾杯のご発声のもと賑やかに懇親会が始まりました。また昨年度より選任された中央支部の無料相談会の相談員の9名の紹介もあり、会場は和やかな雰囲気の中会員同士の交流を図る姿がたくさん見受けられました。中締めはご多忙の中駆けつけて下さいました竹田会長の1本締めで盛会のうちに散会となりました。

豊田  
支部

## 令和6年度 定時総会

豊田支部 石原 正大

日時 令和6年5月17日(金)  
午後2時～7時30分

場所 豊田産業文化センター小ホール

会員総数 151名（3月31日現在）

出席者数 93名

（内訳 当日出席44名 委任状49名）



令和6年5月17日、豊田産業文化センター小ホールにて、令和6年度愛知県行政書士会豊田支部総会を開催しました。多くの来賓の方にご臨席賜り、懇親会も含めて近年では一番多い出席者数となりました。来賓の方と、また会員同士との交流をしっかりと深めることができました。

さて、会場がホールであることには理由があります。豊田支部では例年「ミニライブ」を取り入れているためです。地域の文化芸術振興に寄与し、会員の教養を深める目的で、音楽やダンス、落語など様々なステージを企画しています。今年は津軽三味線グループ「東海民謡カルテット」から、馬場淳史さんと藤岡みほさんにお越しいただき、迫力ある音色を堪能しました。非常に盛り上がり、大満足のステージでした。

もちろん肝心の議事についてもしっかりと取り組み、滞りなくスムーズに終えることができました。今回初めて取り仕切る立場となって臨んだ総会で、反省点もありましたが、豊田支部の強い結束力と厚い信頼関係に支えられて、なんとか成功裏に終えることができました。今年の経験を生かし、来年度は豊田支部の皆でひとつのものをつくり上げる喜びをさらに感じられたらと思います。ありがとうございました。



東三  
支部令和6年度  
定時総会

会報委員 山崎 仁

日 時 令和6年5月17日(金)

午後3時～5時15分

場 所 『ホテルアソシア豊橋5階』

出席者 64名(有効委任状数147)



5月17日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部令和6年度定時総会が開催されました。

議事次第は新規入会者及び慶祝者・表彰候補者のご紹介に続いて、愛知県行政書士会の竹田勲会長、日本政策金融公庫豊橋支店の千田大貴支店長、豊橋公証人合同役場の江崎孝司公証人よりご祝辞を賜り、下記議案について議事を執り行う形となりました。

〔議事〕

第1号議案 令和5年度会務経過報告の件

第2号議案 令和5年度収支決算承認の件  
(監査報告)

第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和6年度収支予算(案)承認の件

第5号議案 各業務部会報告

いずれの議案についても滞りなく進行し、最後に再びご来賓の皆様よりご祝辞を賜り、無事に閉会となりました。閉会後には今年も懇親会を開催し、引き続きご来賓の皆様にもご出席いただきました。出席された会員同士の交流や普段なかなかお会いする機会の無いご来賓の皆様とのお話に華が咲き、大変賑やかな懇親会となりました。

今年は私が司会を仰せつかり、不慣れな中での進行でしたが、議長・副議長を務めて下さった三輪野正敏会員、山口妙子相談役、支部役員及び支部会員の皆様のご協力に、心より感謝申し上げます。

名古屋  
支部令和6年度  
定時総会

会報委員 宮本 隆

日 時 令和6年5月18日(土)

午後4時～5時

場 所 名鉄グランドホテル11F 柏の間

総会員数 256名

出席者数 118名(うち委任状出席者79名)



名古屋支部は5月18日(土)に昨年と同じく名鉄グランドホテルにて令和6年度定時総会を開催致しました。

開会に先立ちまして、昨年度中に亡くなられた会員のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表すために、出席者全員で黙とうを捧げました。

定刻、宮島陽子副支部長の司会進行のもと、牧野昌浩副支部長の開会宣言に始まり、中村修一支部長のご挨拶の後、本会からお越し頂いた愛知県行政書士会竹田勲会長にご祝辞を賜りました。誠にありがとうございました。

その後、議長に小塚孝会員が選任され、議事に入りました。

第1号議案 令和5年度活動報告

第2号議案 令和5年度収支報告

第3号議案 令和6年度活動方針案

第4号議案 令和6年度予算案

第5号議案 役員推薦委員推薦の件

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、質疑応答を経て、賛成多数により可決承認されました。

総会終了後は、多くの会員が引き続き懇親会に参加され、親睦をさらに深めることが出来たと思えます。定時総会及び懇親会をご準備頂いた執行部の皆様ありがとうございました。

岡崎支部

## 令和6年度 定時総会開催

会報委員 伊東 毅

日時 令和6年5月18日(土)  
午前10時30分～11時30分  
場所 岡崎ニューグランドホテル3階  
会員総数 199名  
出席者数 113名  
(内訳 当日出席24名 委任状89名)



岡崎支部定時総会が開催されました。司会を務める杉山直樹副支部長の開会の辞で始まりました。

米村篤史支部長と来賓の竹田勲会長の挨拶に続いて、澤入敏治会員が議長に指名され、議事に入りました。

増田尚也副支部長より令和5年度の会務の報告、米村支部長より決算の報告がありました。その後、杉浦達也会計監事から監査結果が適正である旨が報告されました。

続いて令和6年度の事業計画と予算案が上程され米村支部長よりその趣旨が説明されました。

具体的には、各無料相談会を通じた行政書士の知名度の向上、岡崎市成年後見制度利用促進協議会などの行政機関の委員会・審議会等への積極的な参加等のこれまでの取り組みに加えて、新たに会員の業務知識の向上及び急速に進むデジタル化や法改正等に対応するために支部研修会等を通じて支部会員へ周知していくことが追加されました。

以上全ての議案は、可決承認されました。

最後に支部役員の紹介と祝文の披露がなされ、定時総会は終了しました。

総会終了後の懇親会は、本田海斗会員の乾杯発声により始まり、ホテルの美味しい食事を来賓の方々と一緒に楽しみました。新入会員がベテラン会員の話を真剣に耳を傾けている場面もあり、交流が一層深まった有意義な時間でした。

碧海支部

## 令和6年度定時総 会及び懇親会

会報委員 鈴木 景子

日時 令和6年5月23日(木)  
午後4時～8時  
場所 碧南市鶴見町一丁目70番地1  
碧南市芸術文化ホール  
出席者 161名  
(会場出席者43名 委任状出席者118名  
懇親会参加者40名 来賓14名)



令和6年度碧海支部定時総会が5月23日碧南市芸術文化ホールにて開催されました。昨年に引き続き懇親会までを含めた開催となり、43名の会員の参加と14名の来賓をお迎えしての開催となりました。

定時総会は午後3時30分受付開始、4時より開始しました。初めに高野支部長によりご挨拶いただき、議長、議事録署名人の選任後、議事が進行了しました。

(議事)

- 第1号議案 令和5年度事業経過報告の件
- 第2号議案 令和5年度会計決算報告並びに財産目録承認の件
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和6年度会計予算(案)承認の件

以上の議案が、質疑応答の後に賛成多数によりすべて可決承認されました。

総会終了後、昨年に引き続き懇親会が開催され、各市長をはじめとする14名の来賓をお招きし、立食形式での会食が行われました。新入会された会員にとっては、入会后初めての大きな交流の場となり、諸先輩方と活発に交流されており、とても良い場となったと感じました。また会員同士思い思いに交流を図っていただき、終始穏やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了いたしました。会員の皆様、本年度もどうぞよろしくお願いたします。



名南  
支部

## 令和6年度定時総会 & 研修会

会報委員 長峰 均

日 時 令和6年5月21日(火)  
 研修会：午後4時30分～5時30分  
 総 会：午後5時40分～6時40分  
 懇親会：午後6時50分～

場 所 サイプレスガーデンホテル（金山）

会員総数 234名（令和6年3月31日現在）

出席者数 119名（会場出席37名、委任状82名）

来賓者数 12名



標記のごとく、会則24条に基づき個人会員の4分の1以上（委任者含）の出席を満たし、令和6年度名南支部定時総会が有効且つ適正に開催されました。日頃会員の皆さんと顔を合わせる機会が少ない中、元気な様子を拝見出来たことは嬉しい限りです。

例年、当支部では総会の前に研修会を行います。本年度は、川津聖司幹事による「帰化申請について」を受講しました。分かりやすいレジュメに従い、体験談も交え講義され、皆真剣に聴講されていました。研修会終了後は休憩を挟み、定時総会が開催されました。

### 【議事】

- 第1号議案 欠員役員補充選任の件
- 第2号議案 令和5年度事業経過報告及び会務報告承認の件
- 第3号議案 令和5年度会計報告ならびに財産目録承認の件  
 監査報告 監事 鬼頭 喜代志会員  
 安田 正倫会員
- 第4号議案 令和6年度事業計画（案）承認の件
- 第5号議案 令和6年度会計予算（案）承認の件

定刻、安江正司副支部長の開催宣言で始まり、山田光男幹事が司会者に選出され、司会者進行の下、山本篤支部長挨拶及び来賓の紹介がされ、本会から

出席の内藤広子副会長（会長代理）から、祝辞を賜りました。また、10名の議員（代理含）の皆様のご臨席を戴きました。名古屋市会からは藤田和秀議員、横井利明議員、藤沢千秋議員、服部慎之助議員、橋本浩紀議員（会員）、中里高之議員、岩本たかひろ議員の7名、豊明市議会からは武谷敏夫議員（会員）、愛知県議会からは江原史朗議員、国会からは工藤彰三衆議院議員代理後藤様のご臨席され、代表で横井議員より祝辞を戴きました。心より感謝致します。

議事に入るにあたり、司会者から新入会員12名の紹介がありました。その後、出席会員数の確認・報告がなされた後、正副議長及び議事録署名人の選出が議場に諮られ、議長には川崎学副支部長、副議長には川津聖司幹事、議事録署名人には安江正司副支部長と長峰均幹事が選出されました。

議長発議にて議事に入り、山本支部長と鈴木孝一会計担当幹事からの報告・提案が諮られ、全議案とも速やかに可決承認されました。最後に安江副支部長の閉会宣言にて、無事総会を終えることができました。

懇親会では、野崎晃相談役が司会・進行を務められ、来賓挨拶として、日政連愛知会から臨席いただいた子安幸代副会長と臨席議員を代表して名古屋市会の藤田議員から祝辞を賜りました。

その後、前支部長の石川光男会員の乾杯の音頭にて懇親会が開催され、会員と各議員、会員同士のコミュニケーションが活発に行われました。

総会開催にご尽力いただいた会員の皆様、ご苦勞様でした。有り難うございました。



# R e p o r t

— 事務局 — 

■令和6年4月

1日(月)	岩崎常務理事 中部運輸局、県警交通部交通規制課訪問
2日(火)	ADR手続説明会開催
3日(水)	竹田会長 日行連 行政書士制度調査室座長会議出席 平松常務理事 令和6年度愛知県市民後見等養成研修業務委託公募説明会出席
4日(木)	新規登録受付 竹田会長以下2名 県警生活安全部保安課訪問 伊福副会長、勝田常務理事 一宮建設事務所河川整備課訪問
5日(金)	新規登録受付 正副会長会開催
8日(月)	岩崎常務理事 日行連運輸交通部会出席 新規登録受付 早川副会長、佐藤常務理事 県都市総務課訪問
9日(火)	新規登録受付 部長会開催 本会常設無料相談会開催 会報5月号校正会議開催 渡辺副会長以下2名 堤・安田弁護士事務所訪問
10日(水)	本多常務理事 愛西市、愛西市社会福祉協議会との相談会に関する打合せ出席 国際部業務相談会開催
11日(木)	渡辺副会長以下2名 名古屋出入国在留管理局審査管理部門訪問
12日(金)	2/22行政書士記念日フォーラム統括会議開催
15日(月)	経理部会開催 竹田会長 愛知県弁護士会役員就任披露宴出席 竹田会長、早川副会長 県法務文書課訪問
16日(火)	ADR手続説明会開催 監査会開催 正副会長会開催
17日(水)	竹田会長 日行連令和5年度期末監査会出席 岩崎常務理事 日行連国交省との打合せ出席 法務部会開催 国際部会開催 経審新規要員養成実習開催
18日(木)	竹田会長 日行連令和5年度期末監査会出席 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 早川副会長、本多常務理事 東海北陸厚生局来訪対応 伊福副会長、勝田常務理事 一宮建設事務所河川整備課訪問
19日(金)	理事会開催 部長会開催
22日(月)	竹田会長 日行連 たまき雄一郎政経セミナー出席 登録証交付式 土地利用部業務相談会開催
23日(火)	竹田会長 日行連 正副会長会・常任理事会出席
24日(水)	竹田会長 日行連 常任理事会・理事会出席 経審新規要員養成実習開催 申請取次行政書士管理委員会開催 早川副会長、本多常務理事 愛知県空き家対策担当者連絡会出席

25日(木)	竹田会長 日行連 理事会出席 竹田会長 日行連 松本総務大臣訪問 私法部会開催 伊福副会長、勝田常務理事 一宮建設事務所河川整備課訪問
26日(金)	子安・内藤副会長 名古屋市健康福祉局訪問

■令和6年5月

2日(木)	正副会長会開催
7日(火)	新規登録受付 ADR手続説明会開催
8日(水)	新規登録受付 部長会開催 第1回総会運営委員会開催
9日(木)	早川副会長 日行連第8回許認可業務部建設環境部門会議出席 新規登録受付
10日(金)	早川副会長 日行連許認可業務部建設環境部門書籍執筆会議出席 岩崎常務理事 日行連 国交省自動車局自動車情報課との打合せ出席 新規登録受付
13日(月)	広報部会開催
14日(火)	本会常設無料相談会開催
15日(水)	竹田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席
16日(木)	竹田会長 日行連常任理事会出席 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 苦情対応委員会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
20日(月)	岩崎常務理事 日行連 国交省自動車局自動車情報課との打合せ出席 早川副会長 日行連 国交省不動産課との意見交換会出席 登録証交付式 土地利用部会開催
21日(火)	ADR手続説明会開催 法務部会開催 経審新規要員養成実習開催
22日(水)	千田理事 社会を明るくする運動愛知県推進委員会出席
23日(木)	渡辺副会長、蓬田常務理事 あいち産業振興機構業務打合せ出席
24日(金)	竹田会長 日行連 北海道会総会出席 申請取次行政書士管理委員会開催
27日(月)	岩崎常務理事 日行連運輸交通部会出席 部長会開催 第2回総会運営委員会 封印管理委員会開催
28日(火)	竹田会長 日行連 福岡会総会出席 会報7月号編集会議開催 経審新規要員養成実習開催 勝田常務理事 中部地区土地政策推進協議会通常総会出席 子安・内藤副会長 名古屋市人とペットの共生サポートセンター来訪対応
30日(木)	令和6年度定時総会、定期大会開催

令和6年5月25日現在



# 会員の動向



個人会員数 3,328人  
法人会員数 100法人

## 新規登録入会者の紹介



登録番号 第24190659号  
会員番号 第6973号  
入会年月日 令和6年4月2日  
氏名 倉園 勇士

事務所 倉園行政書士事務所  
名古屋市千種区田代本通2丁目1 X-OVER21覚王山703  
電話番号 052-990-3513 所属支部 中央



登録番号 第24190663号  
会員番号 第6977号  
入会年月日 令和6年4月2日  
氏名 松田 正弘

事務所 行政書士法人ORCA 名古屋オフィス  
名古屋市中区錦2丁目19番21号 広小路TNビル7F  
電話番号 052-211-7805 所属支部 中央



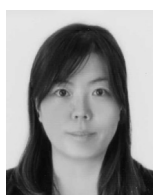
登録番号 第24190660号  
会員番号 第6974号  
入会年月日 令和6年4月2日  
氏名 宮本 光

事務所 宮本行政書士事務所  
豊川市赤坂町東裏133番地  
電話番号 090-5864-5649 所属支部 東三



登録番号 第24191157号  
会員番号 第6978号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 山崎 昌善

事務所 行政書士山崎まさよし事務所  
瀬戸市井戸金町377番地1  
電話番号 050-7127-7111 所属支部 東名



登録番号 第24190661号  
会員番号 第6975号  
入会年月日 令和6年4月2日  
氏名 申 浩恩

事務所 クオーレ行政書士事務所  
北名古屋市西春駅前一丁目26番地 2階  
電話番号 0568-48-6781 所属支部 西北



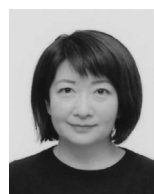
登録番号 第24191158号  
会員番号 第6979号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 山田 亜記良

事務所 徳川行政書士事務所  
名古屋市東区徳川一丁目901番地 サンエース徳川ビル6階  
電話番号 052-325-7997 所属支部 中央



登録番号 第24190662号  
会員番号 第6976号  
入会年月日 令和6年4月2日  
氏名 成瀬 謙治

事務所 行政書士成瀬進事務所  
名古屋市東区大幸4丁目18番10号  
電話番号 052-723-0926 所属支部 中央



登録番号 第24191159号  
会員番号 第6980号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 李 燕

事務所 燕行政書士事務所  
名古屋市中区錦一丁目7番34号 HF名古屋錦ビルディング202号室  
電話番号 052-211-8384 所属支部 中央

## 会員の動向



登録番号 第24191160号  
会員番号 第6981号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 芝崎 かず子

事務所 のぞみ行政書士事務所  
名古屋市緑区姥子山二丁目813番地  
電話番号 070-8516-1205 所属支部 名南



登録番号 第24191165号  
会員番号 第6986号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 原田 昌史

事務所 藤森行政書士法務事務所  
名古屋市名東区藤森二丁目229番地の4  
電話番号 090-5116-8275 所属支部 中央



登録番号 第24191161号  
会員番号 第6982号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 本目 功

事務所 本目功行政書士事務所  
岡崎市稲熊町字後田31番地1  
電話番号 0564-22-4218 所属支部 岡崎



登録番号 第24191166号  
会員番号 第6987号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 田中 千晶

事務所 行政書士たなか法務事務所  
小牧市大字二重堀709番地26  
電話番号 070-4729-8521 所属支部 尾張



登録番号 第24191162号  
会員番号 第6983号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 坂口 聡一

事務所 行政書士坂口事務所  
名古屋市中央区小本三丁目209番地(サンマンションアトレ高畑2051号)  
電話番号 090-8551-6482 所属支部 名古屋



登録番号 第24191167号  
会員番号 第6988号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 田邊 めぐみ

事務所 行政書士田邊事務所  
みよし市三好丘三丁目7番地16  
電話番号 0561-78-1216 所属支部 豊田



登録番号 第24191163号  
会員番号 第6984号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 秋山 智弘

事務所 行政書士秋山事務所  
名古屋市緑区鳴丘二丁目2455番地の1  
電話番号 080-4842-1128 所属支部 名南



登録番号 第24191168号  
会員番号 第6989号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 鈴木 隆博

事務所 ウィッシュ行政書士事務所  
名古屋市中川区打出一丁目150番地  
電話番号 052-361-6833 所属支部 名古屋



登録番号 第24191164号  
会員番号 第6985号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 林 美沙

事務所 みさ行政書士事務所  
名古屋市昭和区川名本町三丁目5番地の2 第一フォレストビル3階  
電話番号 052-990-3660 所属支部 昭和



登録番号 第24191169号  
会員番号 第6990号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 山田 幸助

事務所 行政書士OVO総合事務所  
長久手市喜婦嶽833番地  
電話番号 0561-63-8052 所属支部 東名





登録番号 第24191170号  
 会員番号 第6991号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 矢野 晶子

事務所 こまち行政書士事務所  
 豊川市中部町2丁目5番地  
 電話番号 090-3856-1068 所属支部 東三



登録番号 第24191175号  
 会員番号 第6996号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 西垣 俊樹

事務所 NCG行政書士事務所  
 名古屋市中村区名駅南三丁目12番18号 SHANGRILA名駅南505号  
 電話番号 052-720-6873 所属支部 名古屋



登録番号 第24191171号  
 会員番号 第6992号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 松尾 英俊

事務所 行政書士松尾法務事務所  
 名古屋市天白区八事山128番地(BELISTA八事山1401号)  
 電話番号 052-833-6950 所属支部 昭和



登録番号 第24191176号  
 会員番号 第6997号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 高橋 利暢

事務所 行政書士高橋利暢事務所  
 名古屋市港区大手町6丁目9番地の1  
 電話番号 090-8136-3261 所属支部 名古屋



登録番号 第24191172号  
 会員番号 第6993号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 宮地 佳幸

事務所 行政書士宮地佳幸事務所  
 岡崎市戸崎新町3番地23  
 電話番号 0564-54-0145 所属支部 岡崎



登録番号 第24191177号  
 会員番号 第6998号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 松永 憲一

事務所 行政書士松永憲一事務所  
 豊橋市飯村南四丁目18番地16  
 電話番号 080-3076-9343 所属支部 東三



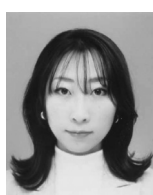
登録番号 第24191173号  
 会員番号 第6994号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 安永 憲生

事務所 行政書士安永事務所  
 名古屋市中川区南脇町3丁目42番地の1  
 電話番号 052-870-5622 所属支部 名古屋



登録番号 第24191178号  
 会員番号 第6999号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 董 尚

事務所 NAO国際行政書士事務所  
 刈谷市相生町一丁目21番地 藤和シティコープ刈谷駅前1301号  
 電話番号 090-9197-0814 所属支部 碧海



登録番号 第24191174号  
 会員番号 第6995号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 金海 貴容子

事務所 きよ行政書士事務所  
 名古屋市北区織部町1番地の12  
 電話番号 080-4548-2545 所属支部 西北



登録番号 第24191179号  
 会員番号 第7000号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 石田 純孝

事務所 コンサルタント・サポート・ユー行政書士事務所  
 名古屋市中区千代田二丁目4番15号(ザ・パークハウス上前津302号)  
 電話番号 080-3624-8604 所属支部 中央

## 会員の動向



登録番号 第24191180号  
会員番号 第7001号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 子安 秀長

事務所 行政書士法人相続の窓口  
名古屋市瑞穂区瑞穂通一丁目1番地15  
電話番号 052-846-9077 所属支部 名南



登録番号 第24191185号  
会員番号 第7006号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 志治 孝雄

事務所 志治行政書士事務所  
春日井市杵ヶ島町3番地8  
電話番号 090-7036-9594 所属支部 尾張



登録番号 第24191181号  
会員番号 第7002号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 棚橋 広美

事務所 棚橋行政書士事務所  
犬山市大字上野字後川田1582番地5  
電話番号 090-8078-1632 所属支部 尾北



登録番号 第24191186号  
会員番号 第7007号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 松本 英俊

事務所 松英行政書士事務所  
名古屋市中区上前津二丁目1番25号 大月ビル3階  
電話番号 080-5152-1285 所属支部 中央



登録番号 第24191182号  
会員番号 第7003号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 岡部 航太

事務所 行政書士法人相続の窓口  
名古屋市瑞穂区瑞穂通一丁目1番地15  
電話番号 052-846-9077 所属支部 名南



登録番号 第24191187号  
会員番号 第7008号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 荒井 真衣

事務所 国保行政書士事務所  
名古屋市東区白壁一丁目45番地 白壁ビル713号  
電話番号 052-228-9200 所属支部 中央



登録番号 第24191183号  
会員番号 第7004号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 櫻井 悠太

事務所 櫻井行政書士事務所  
弥富市五之三町西本田15番地1  
電話番号 070-1486-0327 所属支部 海部



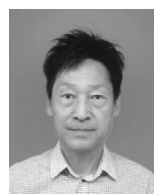
登録番号 第24191188号  
会員番号 第7009号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 天野 直秋

事務所 行政書士天野直秋事務所  
岡崎市上里2丁目12番地12 新御里苑1-A  
電話番号 0564-73-5038 所属支部 岡崎



登録番号 第24191184号  
会員番号 第7005号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 石川 時久

事務所 行政書士事務所いろは  
名古屋市西區城西4丁目11番18号 第1セイコビル3階  
電話番号 052-938-4240 所属支部 西北



登録番号 第24191189号  
会員番号 第7010号  
入会年月日 令和6年5月1日  
氏名 根上 邦芳

事務所 行政書士事務所オン・デ・マインド  
春日井市気噴町一丁目17番地32  
電話番号 090-3380-9630 所属支部 尾張



登録番号 第24191190号  
 会員番号 第7011号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 多比良 未希子

事務所 行政書士たひら法務事務所  
 愛知郡東郷町大字春木字新池3922番地818  
 電話番号 090-7670-0608 所属支部 昭和



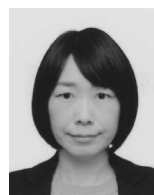
登録番号 第24191195号  
 会員番号 第7016号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 松浦 弘明

事務所 行政書士松浦弘明事務所  
 名古屋市中区丸の内二丁目17番13号 NK丸の内ビル512号室  
 電話番号 052-766-5673 所属支部 中央



登録番号 第24191191号  
 会員番号 第7012号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 岩田 則子

事務所 いわた行政書士事務所  
 名古屋市守山区白山四丁目1019番地  
 電話番号 052-772-5292 所属支部 東名



登録番号 第24191196号  
 会員番号 第7017号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 浅野 真由美

事務所 行政書士法人名南経営  
 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F  
 電話番号 052-589-2362 所属支部 名古屋



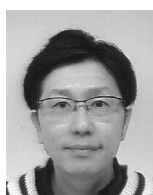
登録番号 第24191192号  
 会員番号 第7013号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 大川 朋子

事務所 行政書士シオン法務事務所  
 名古屋市中村区押木町二丁目10番地12(ザ・ハウス中村公園401)  
 電話番号 070-9236-0212 所属支部 名古屋



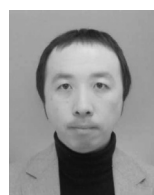
登録番号 第24191197号  
 会員番号 第7018号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 明周 浩

事務所 明周浩行政書士事務所  
 知多郡阿久比町大字卯坂字古見堂55番地の1  
 電話番号 0569-48-6699 所属支部 知多



登録番号 第24191193号  
 会員番号 第7014号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 森下 晴樹

事務所 スプラウト行政書士事務所  
 西尾市熊味町南十五夜56番地4  
 電話番号 0563-65-6522 所属支部 西尾



登録番号 第24191198号  
 会員番号 第7019号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 西川 正起

事務所 SMC行政書士事務所  
 名古屋市中村区名駅4丁目5番27号 大一名駅ビル5階  
 電話番号 052-446-5626 所属支部 名古屋



登録番号 第24191194号  
 会員番号 第7015号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 大谷 常雄

事務所 行政書士杉山憲義事務所  
 名古屋市中村区名駅南一丁目20番5号 近喜第四ビル内  
 電話番号 052-586-1012 所属支部 名古屋



登録番号 第24191199号  
 会員番号 第7020号  
 入会年月日 令和6年5月1日  
 氏名 松本 祐輔

事務所 松本祐輔行政書士事務所  
 春日井市松新町1丁目20番地 河合ビル3階  
 電話番号 0568-41-9300 所属支部 尾張



## 法人会員の変更案内

法人番号	第0501201号
会員番号	第H3号
法人の名称	東名行政書士法人
主たる事務所の名称	東名行政書士法人
社員（脱退）	久野 里香
変更事由	社員の脱退
所属支部	中央
法人番号	第1202202号
会員番号	第H22号
法人の名称	行政書士法人ファミリア 丸の内事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人ファミリア 丸の内事務所
使用人（退職）	佐溝 安子、清崎 正樹
変更事由	使用人の退職
所属支部	中央
法人番号	第2114203号
会員番号	第H124号
法人の名称	行政書士法人HAL
従たる事務所の名称	行政書士法人HAL 名古屋支社
従たる事務所所在地	名古屋市中区栄一丁目12番5号 コスモス21ビル4階
従たる事務所電話番号	052-218-2616
社員の所属事務所	八木 義昭
変更事由	従たる事務所の設置、 社員の所属する事務所
所属支部	中央
法人番号	第1902301号
会員番号	第H56号
法人の名称	行政書士法人あいたく
主たる事務所の名称	行政書士法人あいたく
主たる事務所所在地	名古屋市西区城西五丁目1番19号
社員（脱退）	石川 洋
変更事由	主たる事務所所在地、社員の脱退
所属支部	西北
法人番号	第1701301号
会員番号	第H38号
法人の名称	行政書士法人アベニール 名古屋事務所
社員役職	渡邊 みなみ
社員（脱退）	日比 康元
変更事由	社員の役職、社員の脱退
所属支部	名古屋

法人番号	第1904601号
会員番号	第H60号
法人の名称	行政書士法人ブレインパートナー
主たる事務所の名称	行政書士法人ブレインパートナー
社員（加入）	大板 一志
変更事由	社員の加入
所属支部	名古屋

法人番号	第1904801号
会員番号	第H61号
法人の名称	さくら行政書士法人
主たる事務所の名称	さくら行政書士法人
主たる事務所電話番号	052-485-7855
変更事由	主たる事務所電話番号
所属支部	名古屋

法人番号	第2114503号
会員番号	第H125号
法人の名称	グリーン行政書士法人
従たる事務所の名称	グリーン行政書士法人 名古屋事務所
従たる事務所所在地	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング11階
従たる事務所電話番号	052-856-5759
社員の所属事務所	渡邊 優太
変更事由	従たる事務所の設置、 社員の所属する事務所
所属支部	名古屋

法人番号	第2211401号
会員番号	第H97号
法人の名称	行政書士法人相続の窓口
主たる事務所の名称	行政書士法人相続の窓口
使用人（雇用）	森本 耕太
変更事由	使用人の雇用
所属支部	名南

法人番号	第1803201号
会員番号	第H49号
法人の名称	行政書士法人アスア
従たる事務所の名称	行政書士法人アスア 津島事務所
使用人（雇用）	岡田 茂良
変更事由	使用人の雇用
所属支部	海部

## 新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2114201号  
 従たる事務所の法人番号 第2114203号  
 会員番号 第H124号  
 入会年月日 令和6年2月1日  
 法人の名称 行政書士法人HAL  
 主たる事務所の名称 行政書士法人HAL  
 従たる事務所の名称 行政書士法人HAL 名古屋支社  
 従たる事務所 名古屋市中区栄一丁目12番5号  
 コスモス21ビル4階  
 従たる事務所電話番号 052-218-2616  
 所属支部 中央

法人番号 第2114501号  
 従たる事務所の法人番号 第2114503号  
 会員番号 第H125号  
 入会年月日 令和6年2月14日  
 法人の名称 グリーン行政書士法人  
 主たる事務所の名称 グリーン行政書士法人  
 従たる事務所の名称 グリーン行政書士法人 名古屋事務所  
 従たる事務所 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号  
 大名古屋ビルヂング11階  
 従たる事務所電話番号 052-856-5759  
 所属支部 名古屋

法人番号 第2404001号  
 会員番号 第H126号  
 入会年月日 令和6年3月13日  
 法人の名称 行政書士法人MediBATO  
 主たる事務所の名称 行政書士法人MediBATO  
 主たる事務所 名古屋市中村区則武二丁目3番2号  
 サン・オフィス名古屋7階756号室  
 主たる事務所電話番号 090-8702-2562  
 所属支部 名古屋

## 退会者のお知らせ

令和6年5月10日現在

支部	氏名	退会日
名古屋	川合一成	令和6年4月3日
中央	渡部克彦	令和6年4月5日
中央	森下豊	令和6年4月11日
碧海	柴田隆正	令和6年4月12日
西北	渡邊美泰子	令和6年4月16日
碧海	小笠原浩二	令和6年4月16日
一宮	鈴木靖子	令和6年4月30日
東三	廣中浩一	令和6年4月30日
昭和	山岡兄一	令和6年5月2日
岡崎	片岡則夫	令和6年5月9日
碧海	石橋るり	令和6年5月9日

## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	會田 能史	名古屋市千種区池下一丁目10番8号 リベルテ池下2階	464-0067	052-751-6515	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	井上 歩	名古屋市中区大須一丁目7番26号	460-0011		事務所所在地
中央	日比 康元 行政書士事務所アンドシード	名古屋市中区千代田2丁目24番16号 伊勢通ビル3階	460-0012	052-990-3442	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	横山 求 行政書士清原淳司事務所	名古屋市中区金山二丁目6番14号 HATビル5階	460-0022	052-332-4700	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	水野 祐志 水野祐志行政書士事務所	名古屋市中区栄二丁目12番12号 アーク栄白川パークビル8階801号	460-0008	052-212-8965	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	宮内 隆一 オーバーエックス行政書士事務所	名古屋市中区錦二丁目16番8号 服部ビル2F	460-0003		事務所名称、 事務所所在地
中央	玉水 健士			090-4187-3390	事務所電話番号
中央	塩澤 鯉都子 徳川行政書士事務所	名古屋市東区徳川一丁目901番地 サンエース徳川ビル6階	461-0025	052-325-7997	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	中山 泰治郎 行政書士アスア中山事務所	名古屋市中区丸の内3丁目15番22号 丸の内USビル502号	460-0002	080-7096-9263	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	田中 朱々香 ASK行政書士事務所	名古屋市東区矢田一丁目3番11号	461-0040	052-721-0240	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	山田 由紀恵			052-212-6982	事務所電話番号
中央	田村 嘉隆			052-212-6982	事務所電話番号
中央	八木 義昭 行政書士法人HAL 名古屋支社	名古屋市中区栄一丁目12番5号 コスモス21ビル4階	460-0008	052-218-2616	単体会変更(岐阜会より)
西北	濱地 洋樹	名古屋市西區城西五丁目1番19号	451-0031		事務所所在地
西北	小倉 みどり	名古屋市西區栄生一丁目29番7号	451-0052		事務所所在地
名古屋	野口 千砂 野口行政書士事務所	名古屋市中村区大日町12番10号	453-0034	090-8952-5158	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	大板 一志 行政書士法人ブレインパートナー	名古屋市中村区名駅三丁目25番9号	450-0002	052-446-7830	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	天池 教昌			052-485-7855	事務所電話番号



支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	河合 典真				単位会変更(静岡会へ)
名古屋	社本 将克				属性、事務所名称
	キャリアシステム行政書士事務所				
名古屋	渡邊 優太	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング11階	450-6411	052-856-5759	単位会変更(大阪会より)
	グリーン行政書士法人 名古屋事務所				
昭和	鈴木 延尊	名古屋市天白区中平四丁目1120番地	468-0014		事務所所在地
名南	山田 慎				事務所名称
	行政書士事務所フェローズ				
名南	奥村 準	名古屋市熱田区野立町一丁目3番地 コーポ飛馬317号室	456-0066	052-212-7334	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	木村 貴			0586-82-6360	事務所電話番号
海部	石川 洋	海部郡蟹江町本町6丁目29番地 SOSビル第二	497-0034	090-9183-3027	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	サルート行政書士事務所				
知多	立山 陽介	知多郡武豊町字長尾山63番地3	470-2346		事務所所在地
岡崎	高柳 雄哉	岡崎市竜美台2丁目13番地4	444-0873		事務所所在地
岡崎	安藤 浩一朗	岡崎市菅生町字深沢21番地1 (シャンボール岡崎903)	444-0035	0564-77-3173	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士アライアンス総合事務所				
碧海	森 健人	高浜市青木町五丁目8番地10	444-1325	0566-55-7577	事務所所在地、 事務所電話番号

## ご逝去会員のお知らせ

中央支部 上野 秀司 会員 令和6年4月3日ご逝去 (享年59歳)  
 岡崎支部 朝岡 由美子 会員 令和6年4月9日ご逝去 (享年68歳)  
 東三支部 阪本 茂夫 会員 令和6年5月11日ご逝去 (享年73歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会  
 会長 竹田 勲



## COSMOS通信 7月号

# 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

### セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和6年3月27日(水) 午後2時～4時  
 場 所 レディヤン春日井  
 相 談 会 相談員 丹羽友道会員  
 相談者 3名

日 時 令和6年4月4日(木)  
 午後1時30分～4時30分  
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
 (愛知県大府市)  
 相 談 会 相談員 有元吉野会員 宮本隆会員  
 相談者 3名

日 時 令和6年4月4日(木)  
 午後1時30分～3時30分  
 場 所 江南市役所西分庁舎  
 相 談 会 相談員 山野伊紀会員 土井正人会員  
 相談者 4名

日 時 令和6年4月11日(木) 午後1時30分～4時  
 場 所 小牧市役所  
 相 談 会 相談員 丹羽友道会員 西原公正会員  
 相談者 9名

日 時 令和6年5月2日(木)  
 午後1時30分～4時30分  
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
 (愛知県大府市)  
 相 談 会 相談員 西村伸会員 二村総務部長  
 相談者 5名

日 時 令和6年5月13日(月) 午後1時～4時  
 場 所 岩倉市役所  
 相 談 会 相談員 東芳幸会員 池山正彦会員  
 相談者 0名

日 時 令和6年5月15日(水) 午後1時～4時  
 場 所 犬山市役所  
 相 談 会 相談員 西原公正会員 堀己喜男会員  
 相談者 4名

### セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和6年7月4日(木)  
 午後1時30分～4時30分  
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
 (愛知県大府市)  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年7月4日(木)  
 午後1時30分～3時30分  
 場 所 江南市役所西分庁舎  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年7月18日(木) 午後1時～3時  
 場 所 扶桑町老人いこいの家  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年7月24日(水) 午後2時～4時  
 場 所 春日井市南部ふれあいセンター  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年8月1日(木)  
 午後1時30分～4時30分  
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
 (愛知県大府市)  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年8月21日(水) 午後1時～3時  
 場 所 犬山市役所会議室  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年9月5日(木)  
 午後1時30分～4時30分  
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室  
 (愛知県大府市)  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年9月9日(月) 午後1時～4時  
 場 所 岩倉市役所市民相談室  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年9月17日(火) 午後1時～4時  
 場 所 北名古屋市役所東庁舎  
 相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

### コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。  
 申込先 コスモスあいち事務局  
 TEL 052-908-3022

## あとかき

皆様もお気づきかとは存じますが、この会報、実は少しずつ変化しております！「もっと何かできない？」「こっちの方が読みやすい？」いつも試行錯誤しながら編集会義は進んでおります。

変えていくことは勇気がいりますが、これまで積み重ねていただいたものを大切に、そして新しいことも厭わずに、皆様にとって楽しく価値のある会報をお届けできるように心がけてまいります。

会報委員会副委員長 石原 遙



### 《今月の表紙》

「ささしまライブ駅から名古屋駅背景」

あおなみ線は、国際港湾・名古屋港と名古屋都心部とを結ぶ路線として、また、沿線地域の基幹公共交通サービスの充実と沿線の均衡あるまちづくりの促進のため整備された路線で、平成16年10月に開業し、今年で20周年を迎えます。

この路線は、ちょうど名古屋支部（中村区、中川区及び港区）を縦断しており、愛知県行政書士会の皆様に馴染みのある施設として港北駅には名古屋出入国在留管理局があり、金城ふ頭駅には令和5年度行政書士試験の会場となったポートメッセなごやがあります。

写真：名古屋臨海高速鉄道株式会社（あおなみ線）

提供・使用許諾済

文章：同社許諾済

### 会報325号 担当

広報部	担当副会長	内藤 広子
	部長	野崎 晃
	次長	武 譲二
	部員	入山 康彦
会報委員会	部員	貝田 和美
	委員長	長峰 均
	副委員長	石原 遙
	本号担当委員 (表紙)	宮本 隆
	(会員訪問記)	上田 恵美

### 会報325号 令和6年7月1日発行

発行人 竹田 勲  
編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

https://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社



そうだ、行政書士に相談しよう!

## 行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

**開設日** 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

**ところ** 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

**内容** 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款  
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係  
不動産関係／自動車登録／著作権等  
※面接時間のご予約を承ります。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

## 行政書士ADRセンター愛知



### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
  - ・自転車と歩行者との衝突
  - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



### 居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
  - ・外国人の職場での待遇についての不満
  - ・外国人の就学者に対するいじめ
  - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：  
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
  - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
  - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号  
愛知県行政書士会館
  - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで  
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。  
(認証番号No.62)
  - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
  - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分